

航空障害灯 昼間障害標識

の適切な維持管理のお願い！

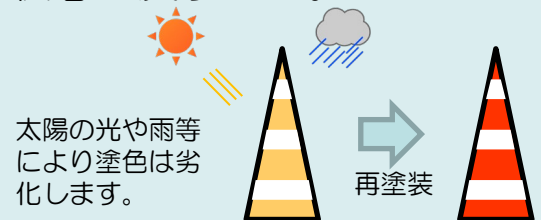
地上60m以上の高さのビルや鉄塔などには航空障害灯や昼間障害標識の設置が義務付けられています。設置後は以下のとおり、適切な維持管理を行うことが義務付けられています（航空法施行規則第128条、第132条の4）。

航空障害灯

1. 部品交換や清掃を定期的に行い、正常な状態を保つこと。
2. 光を遮る障害物などは除去すること。
3. 故障等により航空障害灯が1灯でも消灯した場合は航空局へ通報すること。
4. 航空障害灯が故障した時は早期復旧に努めること。
5. 赤色の航空障害灯は日没から日の出まで、白色の航空障害灯は原則24時間点灯を継続すること。

昼間障害標識

1. 塗装の退色、剥げにより物件の色や見え方が変わってしまった場合は再塗装して元の状態に戻すこと。



2. 塗装の退色等により、物件の色や見え方が変わってしまった場合、元の状態への回復に7日以上要する場合は航空局へ通報すること。

航空障害灯と昼間障害標識の維持管理が適切でない場合、国土交通大臣より管理方法の改善を命じられます。それでも改善がみられない場合は航空法違反として、50万円以下の罰金が科されることとなります（航空法第150条第2の2号）。

航空障害灯と昼間障害標識は航空の安全のため大切な施設です。航空事故が発生すると被害が甚大になることがあるため、適切な管理を必ず行ってください。

航空障害灯・昼間障害標識に関する相談先



国土交通省

【静岡県—長野県—新潟県以东の物件】

東京航空局保安部航空灯火・電気技術課 03-5275-9296

【愛知県—岐阜県—富山県以西の物件】

大阪航空局保安部航空灯火・電気技術課 06-6937-2766

航空障害灯が消灯、昼間障害標識の塗装が褪色した場合等の通報先

【北海道に設置されている物件】

新千歳空港事務所 管制保安部航空灯火・電気技術官 TEL0123-23-4168/FAX0123-24-9850

【東北地方・関東地方・山梨県・長野県・新潟県・静岡県に設置されている物件】

東京空港事務所 管制保安部航空灯火・電気技術官 TEL03-5757-3009/FAX03-5757-1543

【北陸・東海（静岡県除く）・近畿・四国・中国（山口県の下記一部を除く）地方に設置されている物件】

大阪空港事務所 管制保安部航空灯火・電気技術官 TEL06-6843-1382/FAX06-6843-1061

【九州地方と山口県（下関市・宇部市・長門市・美祢市・山陽小野田市に設置されている物件）

福岡空港事務所 管制保安部航空灯火・電気技術官 TEL092-260-5947/FAX092-260-5906

【沖縄県全域に設置されている物件】

那覇空港事務所 管制保安部航空灯火・電気技術官 TEL098-859-5108/FAX098-859-9116

航空障害灯 昼間障害標識 の変更・廃止の連絡のお願い！

地上60m以上の高さのビルや鉄塔などには航空障害灯や昼間障害標識の設置が義務付けられています。これらを設置後は設置届の提出も義務付けられていますが、様々な事情により内容に変更があることがあります。以下の場合には航空局までご連絡ください。

変更・廃止の連絡が必要となるもの

1. 物件の所有者が変わる
【例えばこんなとき】
物件の売買等により所有者が変わったとき
2. 物件の管理者が変わる
【例えばこんなとき】
ビル管理会社の変更等により航空局との連絡窓口が変わったとき
3. 物件の住所が変わる
【例えばこんなとき】
市町村の統廃合があったとき
4. 物件の位置・高さが変わる※
【例えばこんなとき】
再測量の結果、緯度経度、高さが変わったとき
物件の屋上にアンテナや鉄塔を設置又は撤去したとき※
5. 設置している航空障害灯を変更するとき
【例えばこんなとき】
航空障害灯を電球式からLED式に変更するとき
6. 不要となった航空障害灯や昼間障害標識を撤去したとき
※設置したアンテナ等について、新たに航空障害灯等の指導を行う場合があります。



国土交通省 航空障害灯・昼間障害標識に関する変更・廃止の連絡及び相談先



【静岡県－長野県－新潟県以東の物件】

東京航空局保安部航空灯火・電気技術課 03-5275-9296

【愛知県－岐阜県－富山県以西の物件】

大阪航空局保安部航空灯火・電気技術課 06-6937-2766